

# 岩舟町商工会館使用料徴収基準

## 会館使用料

階 別	使用区分 室名	定員	午前 8時30分～12時30分		午後 12時30分～17時		夜間 17時～21時	
			通 常	冷暖房使用	通 常	冷暖房使用	通 常	冷暖房使用
			商工会員料金 ----- 会員以外の料金		商工会員料金 ----- 会員以外の料金		商工会員料金 ----- 会員以外の料金	
1 階	第1会議室	20	1,500	2,000	2,000	2,500	2,000	2,500
			4,500	6,000	6,000	7,500	使用不可	使用不可
2 階	第2会議室	30	1,500	2,000	2,000	2,500	2,000	2,500
			4,500	6,000	6,000	7,500	使用不可	使用不可
階	大会議室	100	3,500	4,500	4,500	5,500	4,500	5,500
			10,500	13,500	13,500	16,500	使用不可	使用不可

但し、1. 会員以外の使用料は、会員の3倍の料金とする。

2. 会員以外の使用は、17時までとし、土・日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日）は、貸出ししない。（官公庁については、適用外）

3. 会員の使用に限り、年度内同室使用回数が10回を超える場合は、11回目以降1回につき大会議室の使用料3,000円、第1会議室・第2会議室の使用料を1,000円に減額する。

4. 官公庁・商工会で事務委託を受けている団体は、使用料を免除することができる。

5. 営利目的での利用不可。

## 会 館 利 用 方 法

1. 使用時間は、午前8時30分から午後9時までとする。

2. 利用者は、別に定める「申請書」に所定の事項を記載し、使用料を添えて商工会に申し込み承認を得るものとする。

3. 下記事項に該当するときは、利用させないものとする。

(1) 建物、附属品、備品等を毀損するおそれのあるとき。

(2) 風俗を乱し、又は公安を害するおそれのあるとき。

(3) その他本会において、支障があるとき。

4. 使用承認後であっても、本会で利用の必要を生じたとき、又は申請書の記載事項に違背があったときは、承認を取り消すことができる。

又、使用中であっても前項に該当するようになったときは、中止させることができる。

5. 本会は、前項の事由によって生ずる損害賠償の責は負わないものとする。

6. 利用者は、施設等の利用を終了したときは、その責任においてすみやかに原状に復し、整理整頓、清掃を行うものとする。